

部活動に関する規定

目的

部活動はその目的を同じくする同好の集まりであって、ホームルームや生徒会活動と同様に大切な教育活動の一環であり、特に、お互いの心のふれあいを大切に、人間として自己を高めていくと共に心身の調和的発達を目指すよう、計画的に運営すること。

1 一般的規定

- ① 活動時間は原則として18:00までとする。但し、顧問の付添いをもって、19:00を完全下校とする。
- ② 定期考査前1週間及び考査期間中の部活動は自粛する。但し、大会直前等で特別に活動を行う場合は活動申請書を提出し活動することができる。
- ③ 平日における対外試合等に参加する場合は、その参加者名を出席取扱い用紙に記入の上、担任、教科担当に提出すること。
- ④ 運動部の校舎内の活動は、新館1・2・3階の階段・廊下、家庭科館の階段及び1・2階の廊下において活動することができる。顧問がつくことを原則とする。室内履きを着用し、活動後は必ず清掃を行うこと。
- ⑤ 入学式における部活動勧誘は本館昇降口前とし、校舎内に入ってはならない。尚、教室の机、イス等を持ち出すことを禁止する。
- ⑥ 部活動勧誘のための掲示物は本館の昇降口、階段、2・3階、廊下とし、教室内、窓に貼付してはならない。大きさはA4、B4、A3とし、生徒会の許可を得ること。
- ⑦ 活動の場所の施設使用については下記のことを守ること。
 - ア. 体育施設(グラウンド、体育館、武道場、プール、ラクロスコート、テニスコート)は体育施設の管理及び使用に関する規定を守り、管理責任者の指示に従うこと。
 - イ. 視聴覚教室、音楽室、特別教室等を活動場所とする部は管理責任者の指示に従い、清掃、整理を怠らないこと。
 - ウ. 各教室を使用する部は各ホームルーム担任の許可を得、その指示に従うこと。
 - エ. 部室棟を活動場所とする部は部室棟使用の心得及び管理使用に関する規定を守り、顧問及び生徒支援グループの指示に従うこと。
 - オ. 反省会、送別会、ミーティング等で教室を使用する場合は各ホームルーム担任の許可を得ること。

2 練習試合

- ① 本校で行う練習試合は、休日のみとする。夏休み、春休み等は各部の活動時間帯の中で行い、特別の調整はしない。
- ② 本校で行う場合、その相手方の更衣室は、所定の場所を使用し、他の場所を使用してはならない。尚、スリッパの用意や、整理、清掃は当該部活動で行い、迷惑をかけること。

- ③ 教室の机、イス等を持ち出してはならない。
- ④ グラウンド等の試合の準備はできるかぎり前日に行うこと。
- ⑤ 以上の各項について守れない場合は、本校で行う練習試合は認めない。
- ⑥ 練習試合には必ず顧問が付添うこと。

(令和6年3月改正)

3 合宿

- ① 合宿練習は校長の許可を必要とする。
- ② 合宿練習は4泊5日以内を原則とする。
- ③ 参加者は健康診断を受け、その結果適当であると認められた者であって、保護者の承認を必要とする。
- ④ コーチは指導能力、人格共に適格者を顧問教諭が推薦し、学校長が委嘱する。委嘱されたコーチは宿泊を認められ、技術指導を主とするが顧問教諭と協力して部員の生活指導にも努めなければならない。
- ⑤ 合宿運営に関する共通的费用は生徒支援グループが中心となり、該当部顧問との打ち合わせにより決定するものとする。

4 定期考査前・中の部活動について

1 定期考査1週間前

- (1)原則行わない。
- (2)(1)にかかわらず、公式試合やこれに準ずる文化部活動への参加が考査最終日から起算し、2週間以内にある場合は、許可を受けて活動することができる。

2 定期考査中(最終日を除く)

- (1)原則行わない。
- (2)(1)にかかわらず、公式試合やこれに準ずる文化部活動への参加が考査最終日から起算し2週間以内にある場合は、許可を受けて活動することができる。

3 その他

- (1)定期考査1週間前及び定期考査中(最終日を除く)に部活動を行う場合、部顧問は所定用紙に記入し、生徒支援グループに提出し、校長の承認を受ける。
- (2)所定用紙は定期考査2週間前までに提出する。
- (3)所定用紙の様式は生徒支援グループで定める。